

○国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程

〔平成16年4月1日〕
法人規程第4号

改正 平成16年法人規程第49号
平成16年法人規程第50号
平成17年法人規程第27号
平成17年法人規程第66号
平成18年法人規程第28号
平成18年法人規程第35号
平成19年法人規程第34号
平成20年法人規程第32号
平成22年法人規程第47号
平成23年法人規程第45号
平成25年法人規程第50号
平成28年法人規程第1号
平成30年法人規程第43号

国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、任期を定めて任用する大学教員の職、任期等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育研究組織及び職種)

第2条 任期を定めて任用する大学教員の職、任期等は、別表に定めるとおりとする。

(定年)

第3条 前条の規定にかかわらず、任期の途中で定年退職の日を迎えることとなる大学教員の任期の終期は、定年退職の日とする。

(同意)

第4条 任期を定めて大学教員を任用する場合は、書面により、任用される者の同意を得なければならない。

(退職)

第5条 大学教員の任期を定めた任用は、当該大学教員が任期中（任期が始まる日から1年を

経過するまでの期間を除く。)にその意思により退職することを妨げるものではない。

(周知)

第6条 この法人規程を定め、又は改正したときは、筑波大学学報等により、広く周知を図るものとする。

附 則

- 1 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程施行前、旧国立学校設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）をいう。）の定めにより設置されていた筑波大学が定めた筑波大学教員の任期に関する規則（平成10年規則第3号。以下「旧規則」という。）に基づき任期を付して任用されていた教員で、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の承継職員となったものに任期を付す場合は、第2条別表の規定にかかわらず、旧規則に基づき付された任期から法人成立までの期間を差し引いた期間を当該大学教員の任期とする。ただし、当該任期が5年を超えることとなる場合にあっては、5年を任期とする。
- 3 この法人規程施行の際現に図書館情報メディア研究科に所属する助手及び遺伝子実験センターに勤務する講師であって、任期を付さず任用されているものについては、この法人規程は適用しない。

附 則（平16.11.25法人規程49号）

この法人規程は、平成16年11月25日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学教員の任期に関する規程別表中人間総合科学研究科体育科学分野及び体育センターの項の規定は、平成17年4月1日以後に任用される者から適用する。

附 則（平16.12.24法人規程50号）

この法人規程は、平成16年12月24日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程別表中人文社会科学研究科の項の規定は、平成17年4月1日以後に任用される者から適用する。

附 則（平17.3.24法人規程27号）

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.11.24法人規程66号）

この法人規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規程28号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平18.4.27 法人規程35号）

この法人規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則（平19.3.26 法人規程34号）

- 1 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この法人規程による改正前の国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程（以下「改正前の規程」という。）により任期を付して任用されていた助手のうち、施行日において助教となる者の任期については、別表の規定にかかわらず、改正前の規定に基づき付された任期から施行日までの期間を差し引いた期間を当該助教の任期とする。
- 3 施行日の前日において、改正前の規程により任期を付して任用されていた助教授のうち、施行日において准教授となる者の任期については、別表の規定にかかわらず、改正前の規定に基づき付された任期から施行日までの期間を差し引いた期間を当該准教授の任期とする。

附 則（平20.3.28 法人規程32号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22.9.22 法人規程47号）

- 1 この法人規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、先端学際領域研究センターの大学教員であって、この法人規程による改正前の国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程（以下「改正前の規程」という。）により任期を付して任用されていた者については、この法人規程により任用されたものとみなす。ただし、任期については、改正前の規程により付された任期から施行日までの期間を差し引いた期間とする。

附 則（平23.9.29 法人規程45号）

- 1 この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この法人規程による改正前の国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程（以下「改正前の規程」という。）により任期を付して任用されていたものについては、改正後の法人規程により任用されたものとみなす。ただし、任期については、改正前の規程により付された任期から施行日までの期間を差し引いた期間とする。

附 則（平25.3.28 法人規程50号）

- 1 この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この法人規程による改正前の国立大学法人筑波大学教員の任期に関する規程（以下「改正前の規程」という。）

により任期を付して任用されていた大学教員の任期については、第2条別表の規定にかかわらず、改正前の規程により付された任期から施行日までの期間を差し引いた期間を当該大学教員の任期とする。

- 3 前項の規定を適用する大学教員のうち、医学医療系（基礎医学分野に限る。）、生命科学動物資源センター及び次世代医療研究開発・教育統合センター（基礎医学分野に限る。）に所属する者にあつては、前項に規定する任期の満了時において再任が認められた場合は、当該任期満了の翌日をもって国立大学法人筑波大学大学教員のテニユアトラック制に関する規程（平成19年法人規程第8号）第2条第3号に規定するテニユアトラック教員とする。

附 則（平28. 1. 28法人規程1号）

- 1 この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学教員の任期に関する規程の一部を改正する法人規程（平成25年法人規程第50号）附則第2項の規定により任期を付されている大学教員のうち、生命環境系及びシステム情報系に所属し生命領域学際研究センターに勤務する講師及び助教にあつては、同項に規定する任期の満了時において生命領域学際研究センター長が必要と認める場合は、当該任期満了の翌日をもって国立大学法人筑波大学大学教員のテニユアトラック制に関する規程（平成19年法人規程第8号）第2条第3号に規定するテニユアトラック教員とすることができる。

附 則（平30. 3. 22法人規程43号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織事項		対象教員	任期	再任に関する事項	根拠規定
組織名	研究分野等				
人文社会系	社会科学分野（訴訟関連法規及び模擬法廷等の授業を担当する法曹実務家）	専任の教授又は准教授	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	法第4条第1項第1号
	国際政治経済学分野（経済学（計量経済学））	専任の講師	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	
	国際政治経済学分野（国際関係学（国際政治学））	専任の講師	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	
生存ダイナミクス研究センター	TARAプロジェクト	専任の助教	3年以内	再任不可。	